

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目2番6号  
株式会社ネットマーケティング  
代表取締役社長兼CEO 宮本 邦久

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は可能な限り控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、3～4ページに記載のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月24日（金曜日）午後6時30分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年9月27日（月曜日）午前11時00分（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4階  
赤坂インターシティコンファレンス the AIR  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第17期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

## その他株主総会招集ご通知に関する事項

- (1) 当社は法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト (<https://www.net-marketing.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制」  
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」  
「会社の支配に関する基本方針」

- ・ 計算書類「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類には、本添付書類記載のもの他、上記ウェブサイトに掲載の書面も含まれております。

- (2) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- (3) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席（扱いとさせて）いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- (4) 記載事項を修正する場合の周知方法

事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト (<https://www.net-marketing.co.jp/>) において周知させていただきます。

## 議決権行使に関するご案内



### 当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定：午前10時30分)



### 書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【2021年9月24日（金）午後6時30分到着分まで有効】



### インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右記をご参照ください)

【2021年9月24日（金）午後6時30分受付分まで有効】

1. 当日出席される場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きは不要です。
2. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
3. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### ご注意事項



### パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



### 携帯電話の場合

i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。



- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
- 議決権行使サイトは毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027

受付時間 午前9時から午後9時（通話料無料）

インターネットによる議決権行使についての詳細は次ページをご覧ください。

## スマートフォンによる議決権行使 QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載の「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※ QRコードは株元ソーウェブの登録商標です。

2. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは  
1回に限り可能です。

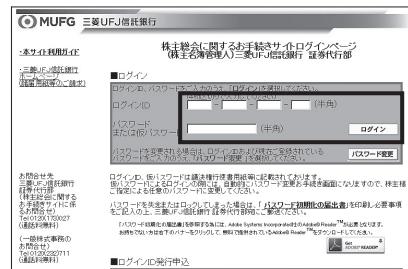
再行使する場合、もしくはQRコード  
を用いずに議決権を行使する場合は、  
「ログインID・仮パスワードを入力する  
方法」（右記）をご確認ください。

## パソコンによる議決権行使 ログインID・仮パスワードを入力する方法

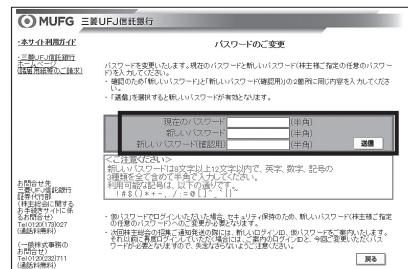
議決権行使  
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3. 新しいパスワードを入力し、「送信」をクリックしてください。



4. 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 事業報告

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、度重なる緊急事態宣言や不要不急の外出自粛要請等に伴い、今後の個人消費の冷え込みが懸念され、先行きが不透明な状況が続きました。

当社が事業展開を行う国内インターネット関連市場におきましては、スマートフォンやタブレット端末をはじめとするインターネット利用端末の多様化等により、インターネット利用人口は2020年の1年間で13歳～59歳の各年齢階層において9割を超えて利用され、人口普及率は83.4% (前年比5.4%減) と幅広い年齢階層に普及しております(注)。また、FacebookやTwitter、LINEに代表されるソーシャルメディアの利用割合は73.8% (前年比4.8%増) と年々上昇を続けております(注)。消費者がインターネット及びスマートフォンを利用する時間の拡大とともに、インターネットやスマートフォンに関連したサービスはさらなる市場拡大が期待されております。

こうした環境のもと、当社は、既存事業である広告事業及びメディア事業において重点課題に注力するとともに、企業全体のブランディングとステークホルダーに対する情報発信の強化を目的にホームページのリニューアルを実施いたしました。また、当社ホームページにて公表させていただいておりますとおり、4月に発生した不正アクセスによる会員様情報の流出により、会員様及び関係各位の皆様にご多大なるご心配、ご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、本流出事案を厳粛に受け止め、社会に信頼される企業としての責務を再認識し、個人情報保護の強化を推進してまいります。また、今後の再発防止策の徹底と万全なセキュリティ体制の再構築を目指し、会員様の信頼回復に向けて努めてまいります。なお、当該インシデント対応のため、情報セキュリティ対策費として特別損失96百万円を計上しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は140億11百万円(前年同期比2.5%減少)、営業利益は5億84百万円(前年同期比20.5%減少)、経常利益は5億92百万円(前年同期比20.7%減少)、当期純利益は3億36百万円(前年同期比34.0%減少)となりました。

(注) 出所：総務省「令和2年通信利用動向調査の結果」

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引の調整後の数値であり、セグメント利益については、セグメント間取引の調整前の数値であります。

#### ①広告事業

広告事業は、アフィリエイト広告や運用型広告等の領域においてプロモーションの戦略立案から運用支援までを一貫して行うコンサルティングサービスを提供しております。

当事業においては、FXや暗号資産（仮想通貨）市場の活況の影響により金融関連が好調に推移したものの、エステや人材関連等が、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により人流や企業マインドの変化等で厳しい状況が続いたため、当事業の売上高は92億21百万円（前年同期比6.2%減少）、セグメント利益は5億56百万円（前年同期比37.6%減少）となりました。

#### ②メディア事業

メディア事業は、マッチングサービスとして恋活・婚活サービス「Omiai」を提供しております。

「Omiai」では、重点課題に掲げるサービスの認知拡大及びブランド力向上のため、ブランドアンバサダーである「のん」さんのOmiaiプロモーション動画をYouTube等で配信しております。また、より多くの方に認知いただけるよう3月から東京メトロ全線で「まど上ポスター」を、4月からはJR西日本等で「ツインステッカー」の提示の効果等により、2021年5月にはサービス開始以降の累計会員数が7百万人を突破いたしました。

なお、インシデント対応にリソースを集中するため、デジタル広告を一時中断したことに伴い、プロモーションコストが抑制された結果、当事業の売上高は47億89百万円（前年同期比5.7%増加）、セグメント利益は6億86百万円（前年同期比52.8%増加）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は、91百万円であります。セグメント別の投資額は、メディア事業53百万円（システム開発）、全社共通部門38百万円（インフラ整備等）であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

1. 広告事業

① サービス及び商品の拡充

当社は、創業来、アフィリエイト広告専門の代理店として、競合他社との差別化を図り、シェアの拡大を進めてまいりましたが、その一方で、アフィリエイト広告市場における規制等の影響を受け易い状況になっております。

今後は、収益基盤の強化及び事業規模の拡大を図るために、新たなアドテクノロジーの構築等によりサービスレベルを向上させるとともに、運用型広告等の広告商品の取り扱いを拡充し、ネット総合代理店としての地位確立を目指してまいります。

② 新規顧客の開拓

当社の広告事業は、代理店ビジネスという特質上、広告主の動向及びそれら広告主が属する市場の景気に業績が左右され易い面があるため、今後も営業体制の強化を図ることと新規顧客の開拓を推進し、持続的な事業成長に努めてまいります。

③ 店舗型ビジネスタイプの広告売上の低下

感染力のより強い新型コロナウイルスの変異株が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症の急拡大が続いております。そのため、2020年4月と同程度の営業自粛要請を伴う緊急事態宣言の発令などがなされた場合、広告主の店舗に来店する顧客が減少し、それに伴い広告売上が低下する可能性があります。そのため、新型コロナウイルスの影響を受けづらいステイホーム関連商材等への営業を強化し、特定顧客や特定商材に依存することのない顧客ポートフォリオの構築を目指してまいります。

2. メディア事業

① Omiaiブランドの信頼回復

当社が運営する「Omiai」は、これまで会員の獲得及びサービスレベルの向上を最優先に進めるため積極的な投資を行い、国内最大級の恋愛マッチングサービスとしての地位確立に努めてまいりました。しかしながら、2021年4月に発生したインシデントにより、会員様の信頼を失墜させる事態を招いてしまいました。当社としてはこの事態を厳粛に受け止め、今後、二度と同様の事象が発生しないよう、個人情報の管理方法も含めた運用体制の見直し及びセキュリティの強化を推進し、「Omiai」の信頼回復に努めてまいり

ます。

## ② 認知の向上

当社が運営する「Omiai」が属する恋活・婚活マッチングサービス市場には、多くの競合サービスが存在しております。将来的に急速な市場規模拡大が予測される中、より高いシェアを獲得していくためには、サービスの認知向上が重要な要素であると考えております。今後、「Omiai」のさらなる認知向上を図るため、プロモーション活動を強化してまいります。

## ③ システムの強化

当社が運営する「Omiai」は、恋活・婚活マッチングサービス市場において国内最大級の顧客数を抱えております。今後はエンジニア人員の増員を図るとともに新しいテクノロジーの導入を行ってまいります。また、サーバの増強及びソフトウェアのUI/UXの改善等の継続的なシステム強化を実行してまいります。

## 3. その他

### ① 全社的なシステムセキュリティの見直し

当社は、インシデントの再発防止が最重要課題であると捉えているため、「Omiai」システムに限定せず、社内システム全般に対して、セキュリティ強化策を策定し、実施に努めてまいります。具体的には、社内ネットワークやコーポレートサイト等外部に公開しているサービスに関して脆弱性診断を実施するとともに、当該診断結果に基づいたネットワーク構成及びアプリケーションの実装の見直しやセキュリティ強化等を実施してまいります。

### ② 優秀な人材の育成及び確保

当社は、企業成長を推進していくためには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

### ③ 効率的な経営資源の活用

当社は、企業成長を推進していくためには、効率的に経営資源の活用を行っていくことが課題と考えております。現在、二つの事業を展開しておりますが、今後はこれら既存事業の収益の拡大を図りつつ、成長性の高い新規分野に対しても経営資源を継続して投下していくことにより、さらなる成長を目指してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2018年6月期	第15期 2019年6月期	第16期 2020年6月期	第17期 (当事業年度) 2021年6月期
売上高 (千円)	11,209,930	14,050,718	14,363,944	14,011,332
経常利益 (千円)	569,983	421,305	747,186	592,653
当期純利益 (千円)	397,288	283,916	509,831	336,619
1株当たり当期純利益 (円)	27.75	19.49	34.53	22.70
総資産 (千円)	4,900,949	5,281,482	4,977,532	5,321,891
純資産 (千円)	2,075,110	2,290,351	2,753,026	3,012,986
1株当たり純資産 (円)	142.50	157.08	186.04	201.75

- (注) 1. 第15期より連結子会社がなくなりましたので、第14期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況の推移を記載しております。
2. 当社は、2018年3月14日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第14期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
広告事業	・アフィリエイトエージェント事業 ・トレーディングデスク事業
メディア事業	・Omiai事業

(9) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区南青山一丁目2番6号

(10) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
130名	7名増加

(注) 臨時雇用者（アルバイト及び人材会社からの派遣社員）は含まれておりません。

(11) 主要な借入先

金融機関からの借入はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,934,800株（自己株式188株を含む）
- (3) 株主数 6,718名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮本 邦久	3,507,200 株	23.48 %
長野 貴浩	2,277,000	15.25
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,277,900	8.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	462,500	3.10
株式会社アドウェイズ	392,000	2.62
株式会社アイレップ	354,000	2.37
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	248,000	1.66
JPMBL RE DEUTSCHE BANK AG - LONDON COLL EQUITY	234,700	1.57
島田 大介	196,800	1.32
山邊 圭介	180,000	1.21

（注）持株比率は、自己株式（188株）を控除して計算し、表示単位は小数点第3位を四捨五入して表示しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	新株予約権の払込金額	行使価額	行使期間	当社役員の保有状況			
						区分	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第1回新株予約権	64個	64,000株	無償	90円	2015年10月1日から 2023年5月26日まで	取締役 (注)1	30個	30,000株	1名
第2回新株予約権	225個	45,000株	無償	250円	2016年7月24日から 2024年5月26日まで	取締役 (注)1	225個	45,000株	1名

(注) 1. 社外取締役は含まれておりません。

2. 2013年6月28日付で普通株式1株につき5株、2015年6月4日付で普通株式1株につき100株、2018年3月14日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行っております。上記株式数及び権利行使価額は、当該調整後の株式数及び権利行使価額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年6月30日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
宮本邦久	代表取締役社長	CEO
松本英樹	取締役副社長	COO メディア事業本部管掌 人材戦略室管掌
三村紘司	取締役	CFO 管理本部管掌 コーポレートブランド戦略室管掌
靱江佑介	取締役	広告事業本部管掌
山邊圭介	取締役	近藤工業株式会社 社外取締役 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES 上席執行役員 株式会社京樽 代表取締役副社長
島田大介	取締役	株式会社インサイトコア 代表取締役会長
倉本勤也	常勤監査役	光ビジネスフォーラム株式会社 社外監査役
増山雅美	監査役	株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外取締役 株式会社クラウドワークス 社外取締役
新井努	監査役	新井公認会計士事務所 所長 株式会社サイト 代表取締役 株式会社エール 代表取締役 有限責任大有監査法人 代表社員 株式会社キットアライブ 社外監査役
中野丈	監査役	スプリング法律事務所 パートナー弁護士 医療法人浩聖会 監事

- (注) 1. 取締役山邊圭介氏、同 島田大介氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役倉本勤也氏、同 新井努氏、同 中野丈氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役山邊圭介氏、同 島田大介氏、監査役倉本勤也氏、同 新井努氏、同 中野丈氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役新井努氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役中野丈氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 当事業年度中の取締役の異動  
 ①2020年9月29日開催の第16期定時株主総会において、靱江佑介氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 ②2020年9月29日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、長野貴浩氏が任期満了により取締役に退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等については、取締役会で決議するものとしております。なお代表取締役が各業務執行取締役と協議の上で報酬案を策定し、取締役会へ上申いたします。社外取締役は策定された報酬案の妥当性を検討し、個人別の報酬額が適切に設定されているかを監督するものとしていたします。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度合に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等の内容、額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の利益が目標値に対して超過すると見込まれた場合にのみ支給の検討を行うこととする。

また取締役の業績連動報酬と従業員に支給する賞与とを合わせた額が、営業利益の目標値に対する超過額の10%~20%の範囲であることを目安とし、役位、職責、貢献度合に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬額については各事業年度末までに決定し、報酬額が決定した月の翌月末日までに支給するものとする。

④金銭報酬の額又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の役割及び貢献度合ならびに業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 89,100千円（うち社外2名 4,800千円）

監査役4名 16,800千円（うち社外3名 14,400千円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役10,000千円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年9月29日開催の第10期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が善意で且つ重大な過失がない場合に限られます。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背任行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役山邊圭介氏は、株式会社FOOD & LIFE COMPANIESの上席執行役員、株式会社京樽の代表取締役副社長であります。なお、当社は各社との間に取引関係はございません。
  - ・ 取締役島田大介氏は、株式会社インサイトコアの代表取締役会長であります。なお、当社は株式会社インサイトコアとの間に取引関係はございません。
  - ・ 監査役新井努氏は、新井公認会計士事務所の所長、株式会社サイト及び株式会社エールの代表取締役、有限責任大有監査法人の代表社員であります。なお、当社は各社との間に取引関係はございません。
  - ・ 監査役中野丈氏は、スプリング法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社はスプリング法律事務所との間に取引関係はございません。

- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役山邊圭介氏は、近藤工業株式会社の社外取締役であります。なお、当社は近藤工業株式会社との間に取引関係はございません。
  - ・監査役倉本勤也氏は、光ビジネスフォーム株式会社の社外監査役であります。なお、当社は光ビジネスフォーム株式会社との間に取引関係はございません。
  - ・監査役新井努氏は、株式会社キットアライブの社外監査役であります。なお、当社は株式会社キットアライブとの間に取引関係はございません。
  - ・監査役中野丈氏は、医療法人浩聖会の監事であります。なお、当社は医療法人浩聖会との間に取引関係はございません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 山 邊 圭 介	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、幅広い業界における豊富なコンサルティング経験や事業運営を通じて培われた高い見識と多角的な視点から、当社の経営戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を適宜おこない、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 島 田 大 介	当事業年度に開催された取締役会19回のうちすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識やインターネットビジネスに関する専門的な知識に基づき、当社の経営全般や事業の健全性、情報管理に関する意見・助言を適宜おこない、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 倉 本 勤 也	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。金融機関での実務経験から培った豊富な経験に基づき、経営全般に渡り、コンプライアンスや内部統制を踏まえた意見等を適宜述べております。
監査役 新 井 努	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。公認会計士、税理士としての専門的見地から、経理面を中心に経営の健全性を踏まえた意見等を適宜述べております。
監査役 中 野 丈	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する意見等を適宜述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

会計監査人としての報酬等の額	22,500千円
----------------	----------

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) なお、本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,809,080	流動負債	2,308,904
現金及び預金	3,365,770	買掛金	1,560,138
売掛金	1,297,360	未払金	331,765
貯蔵品	159	未払費用	2,412
前渡金	8,259	未払法人税等	32,759
前払費用	136,545	前受金	292,226
その他の金	993	預り金	46,394
貸倒引当金	△10	その他の他	43,207
固定資産	512,810	負債合計	2,308,904
有形固定資産	99,453	(純資産の部)	
建物	93,952	株主資本	3,012,986
工具、器具及び備品	88,119	資本金	414,539
減価償却累計額	△82,618	資本剰余金	404,539
無形固定資産	113,808	資本準備金	404,539
のれん	18,396	利益剰余金	2,194,043
ソフトウェア	11,434	その他利益剰余金	2,194,043
その他の他	83,977	繰越利益剰余金	2,194,043
投資その他の資産	299,548	自己株式	△135
長期前払費用	31	純資産合計	3,012,986
繰延税金資産	34,407	負債・純資産合計	5,321,891
敷金及び保証金	265,109		
資産合計	5,321,891		

# 損益計算書

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,011,332
売上原価	9,489,351
売上総利益	4,521,981
販売費及び一般管理費	3,937,729
営業利益	584,251
営業外収益	
受取利息	32
受取報奨金	1,731
助成金の収入	6,630
その他	338
合計	8,731
営業外費用	
支払利息	213
為替差損	112
その他	3
合計	329
経常利益	592,653
特別利益	
新株予約権収入	300
特別損失	
情報セキュリティ対策費	96,011
引当金繰入	96,011
前期純利益	496,942
法人税、住民税及び事業税	136,378
法人税等調整額	23,944
当期純利益	336,619

# 株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	408,329	398,329	398,329	1,946,203	1,946,203	△135	2,752,726
当期変動額							
新株の発行(新株 予約権の行使)	6,210	6,210	6,210				12,420
当期純利益				336,619	336,619		336,619
剰余金の配当				△88,779	△88,779		△88,779
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	6,210	6,210	6,210	247,840	247,840	—	260,260
当 期 末 残 高	414,539	404,539	404,539	2,194,043	2,194,043	△135	3,012,986

	新株予約権	純資産 合計
当 期 首 残 高	300	2,753,026
当期変動額		
新株の発行(新株 予約権の行使)		12,420
当期純利益		336,619
剰余金の配当		△88,779
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	△300	△300
当期変動額合計	△300	259,960
当 期 末 残 高	—	3,012,986

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社ネットマーケティング  
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 湯 浅 敦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 多 田 雅 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネットマーケティングの2020年7月1日から2021年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。事業報告に記載のOmiaiに対する不正アクセスとそれによる会員様情報の流出に対しては、会員様への対応、再発防止に向けた対策について確認しておりますが、今後も情報セキュリティの強化等について注視してまいります。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月26日

株式会社ネットマーケティング監査役会

常勤監査役（社外監査役） 倉 本 勤 也 ㊟

監 査 役 増 山 雅 美 ㊟

監 査 役（社外監査役） 新 井 努 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 野 丈 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、企業価値を最大化するための中長期的な取り組みや事業拡大に必要な内部留保とのバランスを勘案し、業績に応じた株主還元を実施する方針です。当期の期末配当につきましては、この方針に基づき、業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- |                               |                                      |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 配当財産の種類                    | 金銭といたします。                            |
| 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 金6.00円<br>総額 89,607,672円 |
| 3. 剰余金の配当が効力を生じる日             | 2021年9月28日                           |

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1)

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### (2)

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第41条（剰余金の配当等）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己株式の取得）及び現行定款第48条（中間配当金）の削除を行うものであります。

#### (3)

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p><u>3 監査役会</u></p> <p><u>4 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>3 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会ならびに<u>監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、8名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された</u>取締役の任期は、<u>他の在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にに対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>2 当社は、取締役の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>業務執行の決定の取締役への委任</u>)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役はこれに署名又は記名押印(電磁的記録で作成された場合には電子署名)をする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名又は記名押印(電磁的記録で作成された場合には電子署名)をする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第30条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員である取締役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第34条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名又は記名押印(電磁的記録で作成された場合には電子署名)をする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、監査役が会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第46条（条文省略）</p> <p>（<u>期末配当金</u>）</p> <p>第47条 当社は株主総会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当</u>（以下「<u>期末配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第40条（現行どおり）</p> <p>（<u>剰余金の配当等</u>）</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「<u>配当金</u>」という。）を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金又は中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの配当金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第17期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 みやもと くにひさ 宮本 邦久 (1975年7月16日生)	1998年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2000年8月 ITX(株)へ転籍 2004年7月 当社設立 代表取締役 2012年12月 Net Marketing International, Inc. 取締役兼CEO 2013年6月 当社代表取締役社長 2018年9月 当社代表取締役社長兼CEO (現任)	3,507,200株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業経営者であり、インターネットビジネスに高い見識と豊かな実績を有しており、強いリーダーシップで当社事業の発展を牽引してきました。当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を今後も期待できると考え、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任 まつもと ひでき 松本 英樹 (1975年10月15日生)	1996年12月 (株)ウエスト (現(株)ウエストホールディングス) 入社 2006年12月 当社入社 2008年4月 当社執行役員 2013年1月 当社執行役員兼広告事業本部長 2013年6月 当社取締役 広告事業本部管掌 2018年9月 当社取締役COO 2019年9月 メディア事業本部管掌 (現任) 人材戦略室管掌 (現任) 2020年9月 当社取締役副社長兼COO (現任)	22,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の主力事業である広告事業を牽引してきた経験と卓越したリーダーシップを活かし、2013年6月からは取締役として事業拡大及び経営全般に貢献してまいりました。当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を今後も期待できると考え、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	再任 みむら こうじ 三村 紘司 (1977年10月13日生)	2000年4月 (株)アプラス入社 2007年7月 (株)GDH (現(株)ゴンゾ) 入社 2011年1月 (株)ベアーズ入社 経営企画室長 2012年4月 当社入社 2013年1月 当社管理本部財務経理部長 2014年4月 当社管理本部副本部長兼財務経理部長 2015年10月 Net Marketing International, Inc. 取締役 2016年10月 当社執行役員管理本部長兼財務経理部長 2017年7月 当社執行役員管理本部長 2019年9月 当社取締役CFO (現任) 管理本部管掌 (現任) コーポレートブランド戦略室管掌 (現任)	25,300株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社入社後、財務基盤の強化や予算統制の構築をはじめ、管理部門全般におけるマネジメントを管轄し、2019年9月からは取締役として事業拡大及び経営全般に貢献してまいりました。当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を今後も期待できると考え、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	再任 うつぼえ ゆうすけ 鞆江 佑介 (1980年12月5日生)	2004年5月 (株)ヴィ・ド・フランス入社 2007年4月 当社入社 2013年1月 当社広告事業本部副本部長兼広告事業部長 2013年6月 当社執行役員広告事業本部長 2020年9月 当社取締役 (現任) 広告事業本部管掌 (現任)	11,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、当社入社後、長年にわたり広告事業に携わり、2013年6月より当社執行役員広告事業本部長を務めてまいりました。同氏は、広告事業の成長戦略の推進や事業部全般のマネジメントにおいて実績を重ねており、事業運営に関する相当の知見と豊富な経験を有しております。以上のことから、今後も引き続き当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上に対する適切な役割を期待できると考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>再任</p> <p>やまべ けいすけ 山邊 圭介 (1976年3月17日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1998年4月 株式会社NTTデータ経営研究所入社</p> <p>2000年8月 株式会社ローランド・ベルガー入社</p> <p>2007年1月 同社プリンシパル</p> <p>2009年7月 同社パートナー</p> <p>2009年9月 当社社外取締役 (2011年9月重任、2013年9月退任)</p> <p>2014年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2015年4月 Roland Berger Strategy Consultants Pte. Ltd. (現Roland Berger Pte.Ltd.) パートナー</p> <p>2015年8月 近藤工業株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>2018年1月 株式会社ローランド・ベルガー シニアパートナー</p> <p>2020年1月 株式会社スシログローバルホールディングス (現株式会社FOOD &amp; LIFE COMPANIES) 入社 上席執行役員 (現任)</p> <p>2021年4月 株式会社京樽代表取締役副社長 (現任)</p>	180,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、経営戦略コンサルティングファームで培った、自動車、部品、建設・住宅、航空、消費財など幅広い業界においての、営業・マーケティング戦略、ブランド戦略、事業再生戦略、新興国戦略の立案・実行支援に関する豊富な経験を有しております。また、現在は株式会社FOOD &amp; LIFE COMPANIESの上席執行役員を務めており、事業運営全般についての高い見識を有しております。その経験及びノウハウを当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>再任</p> <p>しまだ だいすけ 島田 大介 (1975年7月16日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1998年4月 日商岩井株式会社 (現双日株式会社) 入社</p> <p>2000年4月 ITX株式会社へ転籍</p> <p>2000年11月 株式会社ネットエイジ (現ユニテッド株式会社) へ出向</p> <p>2001年8月 株式会社プロモーションズ取締役</p> <p>2003年8月 ギズモプリュス株式会社取締役</p> <p>2005年8月 株式会社エンターモーション (現株式会社インサイトコア) 取締役</p> <p>2006年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年11月 同社代表取締役会長 (現任)</p> <p>2018年9月 当社社外取締役 (現任)</p>	196,800株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、総合商社において米国のジョイントベンチャー立ち上げやベンチャーキャピタル事業での出資業務、M&amp;Aの実行等、グローバルな事業経験を有しております。また、現在はデジタルテクノロジーを活用したマーケティングを手掛ける株式会社インサイトコアの代表取締役会長を務めており、経営全般やインターネットビジネスに高い見識と豊かな人脈を有しております。その経験を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山邊圭介氏及び島田大介氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。  
山邊圭介氏は、2014年6月より当社の社外取締役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は7年3ヶ月となります。また、島田大介氏は、2018年9月より当社の社外取締役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は3年となります。
4. 当社は、山邊圭介氏及び島田大介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がない場合に限りです。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で、当該責任限定契約を継続いたします。
5. 当社は、山邊圭介氏及び島田大介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<p>新任</p> <p>くらもと きんや 倉本 勤也 (1957年12月29日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1981年4月 東レ(株)入社 1987年7月 大和証券(株)入社 2002年4月 同社経営企画部担当部長 2006年4月 大和証券エスエムビーシー(株)引受審査部長 2010年1月 大和証券キャピタル・マーケット(株)グローバル・インベストメント・バンキング企画部長 2010年10月 大和PIパートナーズ(株)経営企画部長 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント(株)経営企画部長 2013年6月 大和企业投資(株)監査役 大和PIパートナーズ(株)監査役 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメント(株)監査役 2016年2月 東京短資(株)社外監査役 2018年3月 光ビジネスフォーム(株)社外監査役(現任) 2018年9月 当社社外監査役(現任)</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年に渡り経験し、財務及び会計に関する相当程度の専門的知見を有していることから、その経験や知識を活かし、監査体制を強化することが期待されます。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、当社におけるコンプライアンス、内部統制の状況等に対する的確な助言を与えることができるものと判断しており、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	新任 あらい つとむ 新井 努 (1972年5月13日生) 社外取締役 独立役員	1997年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年7月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所 2007年8月 新井公認会計士事務所設立 所長（現任） (株)サイト代表取締役（現任） (株)エール代表取締役（現任） 2009年5月 大有ゼネラル監査法人（現有限責任大有監査法人）社員 2012年3月 当社社外監査役（現任） 2012年9月 (株)Gunosy社外監査役 2013年8月 大有ゼネラル監査法人（現有限責任大有監査法人）代表社員（現任） 2016年9月 (株)キットアライブ社外監査役（現任） 2021年4月	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、公認会計士、税理士として実務に携わるとともに、他法人の社外監査役を務めるなど、専門的かつ豊富な知識及び経験を有しております。これまで当社の社外監査役として、その専門的な見識を活かして、当社の経営に適切な意見をいただいております。引き続き、当社取締役の職務の執行を適切に指導及び監査いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	新任 <small>なかの たけし</small> 中野 丈 (1974年4月30日生)  社外取締役  独立役員	2005年10月 第一東京弁護士会登録 スプリング法律事務所 入所 2013年1月 同所パートナー弁護士 (現任) 2013年9月 当社社外監査役 (現任) 2018年9月 医療法人浩聖会監事 (現任)	—
	<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は、弁護士として実務に携わるとともに、他法人の監事を務めるなど、専門的かつ豊富な知識及び経験を有しております。これまで当社の社外監査役として、その専門的な見識を活かして、当社の経営に適切な意見をいただいております。引き続き、当社取締役の職務の執行を適切に指導及び監査いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で法人の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 倉本勤也氏、新井努氏及び中野丈氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数は、それぞれ以下のとおりです。倉本勤也氏は、2018年9月より当社の社外監査役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は3年となります。新井努氏は、2012年9月より当社の社外監査役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は9年となります。中野丈氏は、2013年9月より当社の社外監査役として就任しており、本株主総会の終結の時には、就任期間は8年となります。
4. 当社は、倉本勤也氏、新井努氏及び中野丈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がない場合に限りです。3名が選任された場合、当社は3名との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、倉本勤也氏、新井努氏及び中野丈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、3名の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年9月29日開催の第10期定時株主総会において年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）と決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告14ページに記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しており、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場	東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号 赤坂インターシティAIR 4階 赤坂インターシティコンファレンス the AIR
電 話	03-5575-2201
交通機関	東京メトロ 銀座線・南北線「溜池山王駅」14番出口直結 徒歩4分 9番出口 徒歩3分 千代田線・丸ノ内線「国会議事堂前駅」直結 徒歩8分 (「溜池山王駅」から地下通路にて接続) 日比谷線「神谷町駅」 徒歩10分

